

令和 8 年 8 月 2 6 日 招 集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 6 8 号	令和 7 年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第 6 9 号	令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	2
議案第 7 0 号	令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	3
議案第 7 1 号	令和 7 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………	4
議案第 7 2 号	令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案第 7 3 号	令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……	6
議案第 7 4 号	令和 7 年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	7
議案第 7 5 号	令和 7 年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……	8
議案第 7 6 号	財産の取得について……………	9
議案第 7 7 号	秩父市印鑑条例の一部を改正する条例……………	1 0
議案第 7 8 号	秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の 一部を改正する条例……………	1 1
議案第 7 9 号	秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	1 2
議案第 8 0 号	秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例……………	2 0
議案第 8 1 号	秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例……………	2 7
議案第 8 2 号	秩父市出産祝金支給条例の一部を改正する条例……………	2 8
議案第 8 3 号	秩父市火入れに関する条例の一部を改正する条例……………	2 9

議案第84号	令和8年度秩父市一般会計補正予算（第1回）	30
議案第85号	令和8年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	36
議案第86号	令和8年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）	41
議案第87号	令和8年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）	44
議案第88号	令和8年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）	47
議案第89号	令和8年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）	50
議案第90号	令和8年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）	53
議案第91号	令和8年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）	54

議案第 6 8 号

令和 7 年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 6 9 号

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 70 号

令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 1 号

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 2 号

令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和 7 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 3 号

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 4 号

令和 7 年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 5 号

令和 7 年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 7 年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 7 年度秩父市下水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 7 6 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

種 類	L E D 照明器具
数 量	2, 5 3 2 灯
金 額	金 5 7, 6 8 4, 0 0 0 円
相 手 方	さいたま市南区文蔵一丁目 1 9 番 1 7 号 大和リース株式会社 さいたま支店 支店長 池田康二

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

秩父市歴史文化伝承館ほか 4 施設に L E D 照明器具を取得したいので、秩父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により提出する。

議案第 77 号

秩父市印鑑条例の一部を改正する条例

秩父市印鑑条例（平成 17 年秩父市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「することができる」を「する」に改める。

第 6 条第 2 項中「の外国人住民」の次に「（漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。）」を加える。

第 13 条中「する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「同じ」を「「個人番号カード等」という」に、「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に、「当該個人番号カード」を「当該個人番号カード等」に改める。

第 14 条第 1 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「について、複写機により作成した写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）」を「の写し」に改め、同条第 2 項を削る。

第 15 条中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 16 条第 2 号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）等の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請をすることができるものに特定在留カード等を追加するほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 78 号

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の
一部を改正する条例

秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成
26 年秩父市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 1 号中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4
第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いた
いため。

議案第 79 号

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年秩父市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条・」を「第 51 条一」に改める。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に改め、「規定する小規模保育事業」の次に「（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）」を加え、同条中第 27 号を第 31 号とし、第 13 号から第 26 号までを 4 号ずつ繰り下げ、第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

(13) 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 2 条中第 11 号を第 12 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

第２９条第１項中「第３９条第４項」を「第３９条第５項」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を「同号」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」を「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」に、「法第１

9 条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」に、「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「第 2 8 条」を「第 2 7 条」に、「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に、「第 3 1 条」を「第 2 7 条」に、「第 3 3 条」を「第 2 7 条」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第 4 3 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 3 7 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 3 9 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第 4 3 条第 1 項を除く。）」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総

数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「支援」の次に「（次項において「保育内容支援」という。）」を加え、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。）」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第42条第5項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「連携協力を行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を削り、第6項の前に次の1項を加える。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第42条第2項各号列記以外の部分中「全て」を「いずれか」に、「満たすと認める」を「満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次

のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、同条第6項ただし書中「同項」を「第4項」に改める。

第46条中「規程」の次に「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を加え、同条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域

型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「この節」を「この章（第43条第1項を除く。）」に、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「満3歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「前1項」を「前2項」に、「前4項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業

所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特別地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。
- 第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認

定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第６条第３項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和８年８月２６日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

内閣府の定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 80 号

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

秩父市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
秩父市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 小規模型事業所内保育事業（第 47 条・第 48 条）」を
「 第 3 節 小規模型事業所内保育事業（第 47 条・第 48 条）
第 6 章 雑則（第 49 条）
」に改める。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第
6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する
小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 3 条第 1 項中「乳児又は幼児」の次に「（満 3 歳に満たない者に限り、法第 6
条の 3 第 9 項第 2 号、同条第 10 項第 2 号、同条第 11 項第 2 号若しくは同条第 1
2 項第 2 号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満 3 歳以上のもの
について保育を行う場合又は同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする
児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含
む。以下同じ。）」を加える。

第 5 条第 8 項中「次条第 2 号」を「次条第 1 項第 2 号」に改める。

第 6 条中「事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下
「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限
定小規模保育事業者」という。）にあっては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」
を加え、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条
第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者
を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を、「この号」の次に「及び第 6 項第
1 号」を加え、同条に次の 6 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保
が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満た
すと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前項に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなくてはならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第7条の3第2項中「家庭的保育事業者等」の次に「（居宅訪問型保育事業者を除く。）」を加え、「送迎を目的とした自動車の」を削る。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第2項第2号中「小規模保育事業」の次に「（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への

配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第21条第2項中「市町村（特別区を含む。）」を「市」に改める。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「（満3歳以上限定保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定保育事業を除く。）」を加える。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については」を「同条第1項の場合においては」に改める。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専攻する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修

めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 第2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「の利用定員は、」を「は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第43条中「第45条」を「以下この条、第45条」に改め、同条第4号中「幼児」の次に「（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については」を「同条第1項の場合においては」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算出に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所内の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と」を削る。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成、その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に

係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年8月26日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

厚生労働省の定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 1 号

秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

秩父市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年
秩父市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用す
る法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者
等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関
する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等を
いう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた
場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と
接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当
該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に
規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

内閣府の定める「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正
に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 2 号

秩父市出産祝金支給条例の一部を改正する条例

秩父市出産祝金支給条例（令和 4 年秩父市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「令和 4 年 4 月 1 日以降に」を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条を次のように改める。

（祝金の額）

第 4 条 祝金の額は、支給対象子ども 1 人につき 2 0 万円とする。

第 5 条中「（以下「申請者」という。）」を削り、「規則に定めるところにより、前条に掲げる基準日ごとに当該基準日」を「出生の日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秩父市出産祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出生した者に係る出産祝金について適用し、同日前に出生した者に係る出産祝金については、なお従前の例による。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

若者支援・子育て支援の見直しに伴い、第 1 子に係る出産祝金の支給額を増額するなど支給内容を変更したいため。

議案第 83 号

秩父市火入れに関する条例の一部を改正する条例

秩父市火入れに関する条例（平成 17 年秩父市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 14 条第 1 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改め、同条第 2 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災に関する警報若しくは林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第 8 4 号

令和 8 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市一般会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,453,430 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,883,430 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		8,887,242	△10,894	8,876,348
	3 軽自動車税	267,149	△10,894	256,255
2 地方譲与税		321,696	△7,416	314,280
	1 地方揮発油譲与税	55,000	△7,416	47,584
9 環境性能割交付金		42,000	△32,000	10,000
	1 環境性能割交付金	42,000	△32,000	10,000
10 地方特例交付金		45,000	63,033	108,033
	1 地方特例交付金	45,000	63,033	108,033
11 地方交付税		7,300,000	340,499	7,640,499
	1 地方交付税	7,300,000	340,499	7,640,499
15 国庫支出金		4,414,605	43,428	4,458,033
	2 国庫補助金	566,472	43,428	609,900
16 県支出金		1,905,289	162,053	2,067,342
	2 県補助金	427,932	161,870	589,802
	3 委 託 金	141,619	183	141,802
18 寄 附 金		217,402	15,719	233,121
	1 寄 附 金	217,402	15,719	233,121
19 繰 入 金		2,675,732	195,579	2,871,311
	1 繰 入 金	2,675,732	195,579	2,871,311
20 繰 越 金		888,748	1,673,679	2,562,427
	1 繰 越 金	888,748	1,673,679	2,562,427
21 諸 収 入		483,234	9,750	492,984
	3 貸付金元利収入	117,200	10,000	127,200
	5 雑 入	269,857	△250	269,607
歳 入 合 計		30,430,000	2,453,430	32,883,430

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		3,917,804	2,491	3,920,295
	1 総務管理費	3,164,110	2,491	3,166,601
3 民 生 費		12,394,935	△74,162	12,320,773
	1 社会福祉費	5,955,883	△81,232	5,874,651
	2 児童福祉費	5,116,898	7,070	5,123,968
4 衛 生 費		2,919,302	47,826	2,967,128
	1 保健衛生費	1,205,974	6,950	1,212,924
	4 上水道費	381,003	40,876	421,879
5 労 働 費		86,495	10,000	96,495
	1 労働諸費	86,495	10,000	96,495
6 農林水産業費		643,545	25,455	669,000
	1 農 業 費	338,253	25,455	363,708
7 商 工 費		773,418	37,226	810,644
	1 商 工 費	773,418	37,226	810,644
10 教 育 費		3,138,060	23,299	3,161,359
	4 社会教育費	524,348	6,399	530,747
	5 保健体育費	899,161	16,900	916,061
12 公 債 費		2,435,323	58,702	2,494,025
	1 公 債 費	2,435,323	58,702	2,494,025
13 諸支出金		294,957	2,275,606	2,570,563
	1 基 金 費	294,957	2,275,606	2,570,563
14 予 備 費		45,425	46,987	92,412
	1 予 備 費	45,425	46,987	92,412
歳 出 合 計		30,430,000	2,453,430	32,883,430

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	結婚新生活支援事業	11,342

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間
光ファイバーケーブル設備所有者変更費用負担金	令和9年度
電算機等使用料(UPS機器)	令和9年度から 令和14年度まで
英語指導助手派遣委託料	令和9年度から 令和11年度まで

(単位：千円)

限 度 額
6,149
29,146
124,740

議案第 85 号

令和 8 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 198,406 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,761,684 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,620 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135,730 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		572,789	△83,031	489,758
	1 他会計繰入金	572,789	△83,031	489,758
6 繰越金		30,000	276,278	306,278
	1 繰越金	30,000	276,278	306,278
8 国庫支出金		0	5,159	5,159
	1 国庫補助金	0	5,159	5,159
歳入合計		6,563,278	198,406	6,761,684

2 歳 出（事業勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		126,866	1,918	128,784
	1 総務管理費	120,277	1,918	122,195
3 国民健康保険事業 費納付金		1,673,245	△1,610	1,671,635
	1 医療給付費分	1,117,007	△5,560	1,111,447
	2 後期高齢者支援金 等分	393,675	△1,085	392,590
	3 介護納付金分	127,300	372	127,672
	4 子ども・子育て支 援納付金分	35,263	4,663	39,926
6 諸支出金		21,137	156,329	177,466
	1 償還金及び還付加 算金	8,500	147,500	156,000
	2 繰 出 金	12,637	8,829	21,466
7 予 備 費		5,000	41,769	46,769
	1 予 備 費	5,000	41,769	46,769
歳 出 合 計		6,563,278	198,406	6,761,684

3 歳 入（診療施設勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 越 金		15,000	16,620	31,620
	1 繰 越 金	15,000	16,620	31,620
歳 入 合 計		119,110	16,620	135,730

4 歳 出（診療施設勘定）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 予 備 費		3,000	16,620	19,620
	1 予 備 費	3,000	16,620	19,620
歳 出 合 計		119,110	16,620	135,730

議案第 86 号

令和 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,793 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,139,684 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		100	△17	83
	1 繰越金	100	△17	83
4 諸収入		1,853	1,810	3,663
	2 償還金及び還付加算金	1,850	1,810	3,660
歳 入 合 計		1,137,891	1,793	1,139,684

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		1,850	1,810	3,660
	1 償還金及び還付加算金	1,850	1,810	3,660
3 予 備 費		103	△17	86
	1 予 備 費	103	△17	86
歳 出 合 計		1,137,891	1,793	1,139,684

議案第 87 号

令和 8 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 152,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,329,830 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,665,164	1,027	1,666,191
	2 国庫補助金	493,777	1,027	494,804
4 県支出金		1,024,403	593	1,024,996
	2 県補助金	39,351	593	39,944
7 繰越金		1	150,380	150,381
	1 繰越金	1	150,380	150,381
歳 入	合 計	7,177,830	152,000	7,329,830

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		883	25,425	26,308
	1 基金積立金	883	25,425	26,308
5 諸支出金		3,003	129,678	132,681
	1 償還金及び還付加算金	3,002	95,036	98,038
	2 繰 出 金	1	34,642	34,643
6 予 備 費		11,042	△3,103	7,939
	1 予 備 費	11,042	△3,103	7,939
歳 出 合 計		7,177,830	152,000	7,329,830

議案第 88 号

令和 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,368 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		16,000	122	16,122
	1 繰越金	16,000	122	16,122
歳 入 合 計		26,246	122	26,368

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		10,727	122	10,849
	1 予 備 費	10,727	122	10,849
歳 出 合 計		26,246	122	26,368

議案第 89 号

令和 8 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 8 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 61,387 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 234,832 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金		200,000	△61,387	138,613
	1 繰越金	200,000	△61,387	138,613
歳 入 合 計		296,219	△61,387	234,832

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 諸支出金		0	150,000	150,000
	1 繰 出 金	0	150,000	150,000
3 予 備 費		251,390	△211,387	40,003
	1 予 備 費	251,390	△211,387	40,003
歳 出 合 計		296,219	△61,387	234,832

議案第 90 号

令和 8 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 1 回）

第 1 条 令和 8 年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,698,367 千円	10,268 千円	3,708,635 千円
第 1 項 医 業 費 用	3,628,649 千円	10,268 千円	3,638,917 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 44,599 千円」を「不足する額 45,449 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 44,299 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 45,149 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	149,049 千円	850 千円	149,899 千円
第 1 項 建設改良費	90,157 千円	850 千円	91,007 千円

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託料	令和 9 年度から 令和 11 年度まで	千円 171,072

令和 8 年 8 月 26 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第91号

令和8年度秩父市下水道事業会計補正予算（第2回）

第1条 令和8年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
-------	---------	---------

（2）農業集落排水事業

ハ 主要な建設改良事業

管路改築事業	4,700 千円	12,700 千円
--------	----------	-----------

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第2款 農業集落排水事業資本的収入	30,138 千円	8,000 千円	38,138 千円
第1項 企 業 債	29,700 千円	8,000 千円	37,700 千円
支 出			
第2款 農業集落排水事業資本的支出	73,210 千円	8,000 千円	81,210 千円
第1項 建 設 改 良 費	15,611 千円	8,000 千円	23,611 千円

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「4,700千円」を「12,700千円」に改める。

令和8年8月26日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦